



令和2年10月23日 高岡法科大学にて
労働法制普及セミナーを行いました！



労働法制普及セミナーとは…

将来、社会に出て働く高校生や専門学校生、大学生が労働関係法令について理解を深めることは、働くことの意義と役割を学ぶだけでなく、労働関係のトラブルから身を守るためにも大切であることから、富山労働局では生徒・学生向けに労働法制の普及等に関する「出張講座」を実施しています。経験豊富な職員が、働く人たちを守る法律について、具体的な事例を示しながらわかりやすく解説します。

＜高岡法科大学でのセミナー＞

10月23日高岡法科大学において、1年生の生徒約70名を対象に、60分間の労働法制普及セミナーを行いました。高岡法科大学へは平成25年度から毎年説明に伺わせてもらっています。働くにあたっての基本的な知識から、今年6月に義務化された事業主のパワーハラスメント防止措置などについても説明しました。

1年生ということもあり、就職はまだ先の話でありながらも、アルバイト就労に役立つ説明もたくさんあったため、学生の皆さんは最後まで熱心に聴講してくださいました。



労働法について説明を行う小永光監督課長



資料の一例

授業の長さ(45分や60分など)に合わせた講座を開催できます！

10分や15分など短い時間をご希望の場合も対応いたします。

出張講座をご希望の場合は、お気軽に富山労働局雇用環境・均等室へ。

富山労働局 雇用環境・均等室 TEL:076-432-2740

※タイトル横のキャラクターは仕事と子育ての両立支援に高い水準で取り組む企業として、厚生労働大臣の認定を受けた企業が与えられる証です(「[プラチナくるみんマーク](#)」)。この他にも、「[くるみんマーク](#)」や「[えるぼしマーク](#)」、「[ユースエールマーク](#)」があります。